

京都市告示第 101 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 6 月 15 日

京都市長 榊 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科上花山経 2の1号線	山科区上花山久保町22番地の1地先から 同区上花山坂尻103番地の2地先まで	告示の日
山科北花山経 29号線	山科区北花山大林町31番地の5地先から 同町34番地地先まで	〃
毛利橋通	伏見区島津町200番地の3地先から 同区下鳥羽六反長町125番地地先まで	〃
久我41号線	伏見区久我森の宮町4番地の8地先内	〃
下鳥羽経22号 線	伏見区下鳥羽長田町213番地地先から 同町300番地の2地先まで	〃
	伏見区下鳥羽長田町126番地地先から 同町113番地地先まで	〃
下鳥羽経41号 線	伏見区下鳥羽渡瀬町195番地地先から 同町300番地の3地先まで	〃
下鳥羽経43の 1号線	伏見区下鳥羽上三栖町171番地地先から 同町148番地地先まで	〃
下鳥羽緯31号 線	伏見区下鳥羽中三町20番地地先から 同町300番地の2地先まで	〃

下鳥羽緯53号線	伏見区下鳥羽渡瀬町162番地地先から 同区北寝小屋町67番地地先まで	//
下鳥羽緯67号線	伏見区下鳥羽北三町14番地地先から 同町15番地地先まで	//

(建設局道路部道路明示課)